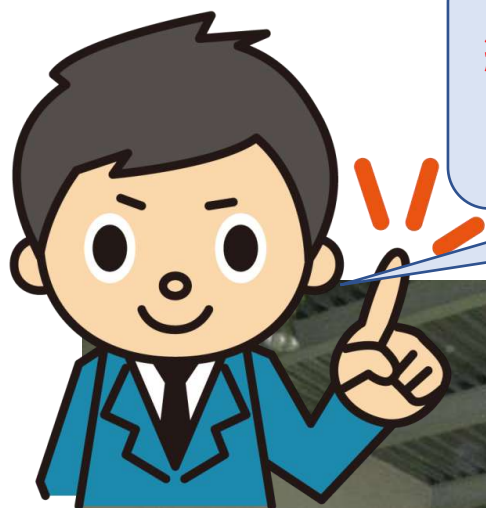


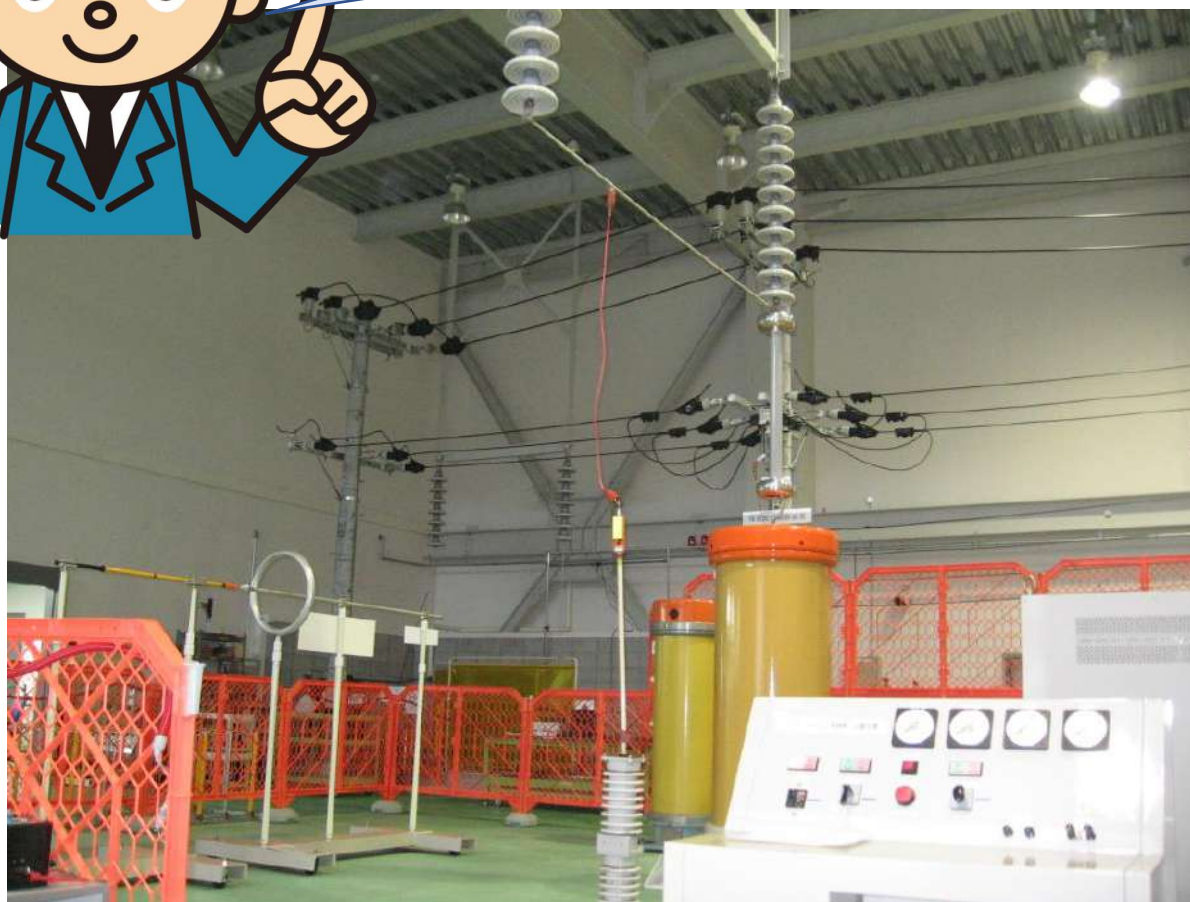
## 受託試験のご案内

ご使用中の特別高圧用・高圧検電器、ジスコンフック棒、絶縁棒などの絶縁耐圧試験をどのように実施してよいかお困りではありませんか？

長谷川電機では最大AC300kVを発生させる事が出来る試験装置と豊富な経験をもとに、各種の定期検査を承っております。



絶縁耐圧試験でお困りは長谷川電機まで  
お問合せ下さい！！



定格電圧：	400V／300kV
定格電流：	75A／100mA
容量：	30kVA

# 絶縁耐圧試験設備



絶縁棒を300mm毎に、所定の電圧（ご指示なき場合は75kV）を印加し、各部の電圧の合計が、最高使用電圧の2倍以上といたします。この試験装置は最大、8分割できますので、全ての電圧階級の絶縁棒も試験が出来ます。（試験方法は、昭36.3.28基発247号に準拠）  
また、漏洩電流の計測も可能で、試験成績書にてご報告させていただきます。

## ◆絶縁棒に関わる労働安全法令抜粋

### 絶縁用保護具等の規格（昭和47年労働省告示第144号）

#### 第8条（活線作業用器具の絶縁棒）

活線作業用器具は、次の各号に定めるところに適合する絶縁棒（絶縁材料で作られた棒状の部分を用いる）を有するものでなければならない。

- 一 使用の目的に適合した強度を有するものであること。
- 二 品質が均一的で、傷、気泡、ひび、割れ、その他の欠陥がないものであること。
- 三 容易に変質し、または耐電圧性能が低下しないものであること。
- 四 握り部（活線作業に従事する者が作業の際に手で掴む部分を用いる。以下同じ）と握り部以外の部分との区別が明らかなものであること。

#### 第9条（活線作業用器具の耐電圧性能等）

- 1 活線作業用器具は、常温において試験交流による耐電圧試験を行ったときに、当該器具の頭部の金物と握り部のうち頭部寄りの部分との間の絶縁部分が、当該器具の使用の対象となる電路の電圧の2倍に相当する試験交流の電圧に対して、5分間（活線作業用器具のうち、不良がいし検出器その他電路の支持物の絶縁状態を点検するための器具については、1分間）耐える性能を有するものでなければならない。
- 2 前項の耐電圧試験は、当該試験を行おうとする活線作業用器具について、握り部のうち頭部寄りの部分に金属箔その他の導電性の物を密着させ、当該導電性の物と頭部の金物とを電極として試験交流の電圧を加える方法により行うものとする。

### 労働安全衛生規則（昭和47年09月30日労働省令第32号）

#### 第351条（絶縁用保護具等の定期自主検査）

- 1 事業者は、第348条第1項の各号に掲げる絶縁用保護具等（同項第五号に掲げるものにあつては、交流で300Vを越える低圧の充電電路に対して用いられるものに限る。以下、この条において同じ）については、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。  
ただし、6ヶ月を越える期間使用しない絶縁用保護具等の当該使用しない期間においては、この限りではない。
- 2 事業者は、前項ただし書の絶縁用保護具等については、その使用を再び開始する際に、その絶縁性能については自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、第1項または第2項の自主検査の結果、当該絶縁用保護具等に異常を認められた時は、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。
- 4 事業者は、第1項または第2項の自主検査を行った時は、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
  - 一 検査年月日
  - 二 検査方法
  - 三 検査箇所
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を実施した者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容

\* 弊社製品の定期検査はホームページより承ります。

ホームページ：<http://www.hasegawa-elec.co.jp>

その他受託試験等のお問い合わせはお電話・Eメールにてお待ちしております。

メールアドレス：[infor@hasegawa-elec.co.jp](mailto:infor@hasegawa-elec.co.jp)

## 長谷川電機工業株式会社

本社・営業部 〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江5-8-17  
TEL：06-6429-6144 / FAX：06-6429-0016  
東京支店 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-9-4 日幸小津ビル4F  
TEL：03-3662-2715 / FAX：03-3662-2716  
名古屋営業所 〒464-0074 名古屋市千種区仲田2丁目15番8号 NTビル11階  
TEL：052-386-8318 / FAX：052-386-8317  
仙台営業所 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-5-1 オーク仙台ビル7F  
TEL：022-265-9378 / FAX：022-713-6392